

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 東京都環境影響評価条例による調査計画書……………（環境局総務部環境政策課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…二
- 保安林の指定施業要件の変更予定……………（産業労働局農林水産部森林課）…三
- 放置違反金の収納委託……………（警視庁）…六
- 規 則（公）
- 放置違反金に係る納付命令、督促及び滞納処分並びに延滞金に関する規則の一部を改正する規則……………七
- 公 告
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…九
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…一〇
- 都市計画事業の施行……………（建設局道路建設部管理課）…二〇

告示

●東京都告示第千四百五十四号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九

十六号）第四十条第一項の規定に基づき、（仮称）南町田計画について、環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）の提出があったので、同条例第四十四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年九月二十八日

東京都知事 舩 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京急行電鉄株式会社
取締役社長 野本 弘文
渋谷区南平台町五番六号

二 対象事業の名称及び種類
（仮称）南町田計画
自動車駐車場の変更

三 対象事業の内容の概略
対象事業は、町田市鶴間三丁目位置する「グランベリーモール」（商業施設）のリニューアルに伴う自動車駐車場の増設を行うものである。

四 周知地域の範囲
町田市 鶴間一丁目、鶴間二丁目、鶴間三丁目及び鶴間の区域

五 調査、予測及び評価の項目
事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の地域概況を考慮した結果、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスを調査、予測及び評価項目として選定している。

六 調査計画書の縦覧

(一) 期間
平成二十七年九月二十八日から同年十月七日まで。
ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所
ア 町田市環境資源部環境保全課
町田市森野二丁目二番二十二号 町田市庁舎七階
イ 東京都環境局総務部環境政策課
新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八階

ウ 東京都多摩環境事務所管理課
立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法
持参又は郵送

(二) 記載事項
ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地）
イ 対象事業の名称

(三) 期限
平成二十七年十月十九日

(四) 提出先
東京都環境局総務部環境政策課
郵便番号一六三―八〇〇―一 新宿区西新宿二丁目八

番一 号

●東京都告示第千四百五十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年九月二十八日

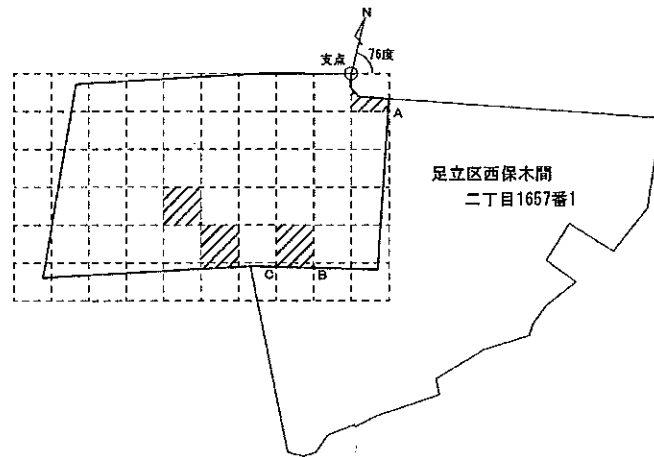
東京都知事 舩 添 要 一

一 要措置区域 別図のとおり(足立区西保木間二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シスー・ニージクロロエチレン及びトリクロロエチレン

三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

別 図



【支点】

支点は、足立区西保木間二丁目1657番1の最北端とする。

【格子の回転角度 (76度)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転した角度を示す。

【凡例】

- : 調査対象地
- : 単位区画
- : 筆境界
- //// : 要措置区域

【境界点座標】

- A (X:-22,193.212 Y:-3,138.079)
- B (X:-22,237.727 Y:-3,147.584)
- C (X:-22,239.952 Y:-3,157.334)

※境界点座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。